

公

告

広島県建設国民健康保険組合

第115回広島県建設国民健康保険組合組合会を次のように開催しました。

- 1. 日時 令和8年2月27日(金) 自 午後12時30分
- 2. 場所 広島市西区横川新町13番12号 国保会館3階
- 3. 議案

- (1) 専決処分報告
 - 報第1号 令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳出予算補正について
- (2) 第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について
- (3) 第2号議案 積立金の処分について
- (4) 第3号議案 令和8年度広島県建設国民健康保険組合事業計画について
- (5) 第4号議案 令和8年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算について
- (6) 第5号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算補正について
- (7) 第6号議案 広島県建設国民健康保険組合役員の選任について

報第1号 令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳出予算補正を次のように専決処分したことが報告されました。

令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳出予算補正

(歳出) (単位:千円)

款	項	予算現額	補正額	補正後の予算額
2 総務費		189,192	852	190,044
	1 総務管理費	182,543	852	183,395
12 諸支出金		14,818	4,678	19,496
	1 償還金及び還付加算金	14,817	4,678	19,495
13 予備費		408,225	△ 5,530	402,695
	1 予備費	408,225	△ 5,530	402,695
歳出合計		7,424,116	0	7,424,116

第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部が次のとおり改正されました。

新	旧
<p>(保険料の賦課)</p> <p>第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))、介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「医療給付費分保険料」という。))及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「後期高齢者支援金分保険料」という。))は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。</p> <p>一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料</p> <p>イ 第一種組合員(事業主及び一人親方)医療給付費分保険料 月額 一万七千八百円</p> <p>ロ 第二種組合員(従業員及び職人)医療給付費分保険料 月額 一万四千六百円</p> <p>ハ 第三種組合員(二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 一万一千八百円</p> <p>ニ 第四種組合員(二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 八千二百円</p> <p>ホ 第五種組合員(二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 六千三百円</p> <p>ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 (1) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児被保険者」という。)) 月額 一千六百円 (2) 未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千六百円</p> <p>二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料</p> <p>イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円</p> <p>ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円</p> <p>三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額(以下「介護納付金分保険料」という。))</p> <p>イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千六百円</p> <p>ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千六百円</p> <p>四 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である組合員又は組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(以下「子ども・子育て支援納付金保険料」という。))</p> <p>イ 組合員子ども・子育て支援納付金保険料 月額 五百円</p> <p>ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する子ども・子育て支援納付金保険料 月額 五百円</p> <p>2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要</p>	<p>(保険料の賦課)</p> <p>第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「医療給付費分保険料」という。))及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「後期高齢者支援金分保険料」という。))は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。</p> <p>一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料</p> <p>イ 第一種組合員(事業主及び一人親方)医療給付費分保険料 月額 一万七千八百円</p> <p>ロ 第二種組合員(従業員及び職人)医療給付費分保険料 月額 一万四千六百円</p> <p>ハ 第三種組合員(二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 一万一千八百円</p> <p>ニ 第四種組合員(二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 八千二百円</p> <p>ホ 第五種組合員(二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 六千三百円</p> <p>ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 (1) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児被保険者」という。)) 月額 一千六百円 (2) 未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千六百円</p> <p>二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料</p> <p>イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円</p> <p>ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円</p> <p>三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額(以下「介護納付金分保険料」という。))</p> <p>イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千六百円</p> <p>ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千六百円</p> <p>2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要</p>

な事項は、別に定める。	
3 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当たり交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児被保険者がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。	

第2号議案 積立金を取り崩して国保会計に繰り入れ処分することが承認されました。

1. 処分積立金

(1) 令和7年度処分積立金	
ア. 役職員退職積立金	30,200千円
(2) 令和8年度処分積立金	
ア. 財政調整積立金	143,000千円
イ. 介護財政安定化積立金	22,000千円

第3号議案 令和8年度広島県建設国民健康保険組合の事業計画が、次のとおり決定しました。

令和8年度広島県建設国民健康保険組合事業計画報告

基本方針

団塊の世代が後期高齢者となるなか、今後において高齢者人口の増加・医療の高度化・高額薬剤の普及等により増加する医療費を全世代で公平に支え合うために、応能な負担とすべく医療保険制度の見直しが進むとともに、令和8年度より少子化・人口減少への対応のため子ども・子育て支援制度が実感として始まります。人生100年時代、全世代において健康の保持・増進、疾病の重症化予防をし、個々の能力を生かし共に社会経済活動に参加し、公平で応能な負担をして行くことが基本となり、国保組合として保険者機能をより発揮する必要があります。

令和8年度これらを思い、保健事業の積極的推進、個人番号を含む個人情報の安全管理の徹底、オンライン資格確認の適正対応、資格確認書等への対応、組合員及び被保険者資格等の適正化並びに医療費適正化を誠実にを行い、益々の健全運営を行ってまいります。

歳入

1. 被保険者数

組合員の異動は緩やかな状況となりつつありますが、家族被保険者においては被用者保険の適用拡大等の影響により、依然として減少が続いていることから、令和8年度被保険者数は、直近の伸び率から推計し、組合員数9,715人、家族9,972人(内1歳未満被保険者231人含む)、計19,687人、又組合特定被保険者6,088人、介護保険第2号被保険者8,752人といいたします。

区分	平均伸率	令和7年10月1日現在	令和8年度被保険者推計	
組合員	第1種	0.99964594	6,985人	6,755人
	第2種	0.98463611	1,932人	1,868人
	第3種	1.00201875	752人	754人
	第4種	1.00563792	275人	277人
	第5種	1.05169800	58人	61人
計	0.99727194	10,002人	9,715人	
家族	0.98468623	10,201人	9,972人	
合計		20,203人	19,687人	

2. 国民健康保険料

令和8年度より少子化対策として、子どもや子育て世代を全世代で支える支援金に充てるための、「子ども・子育て支援納付金分保険料」を医療保険者が徴収し納付することとなりました。このため支援金額を明確にご理解していただくため、令和7年度より2箇年度において医療分保険料等の改定を予定しておりましたが次年度以降の改定といたします。

令和8年度国民健康保険料は、前記の被保険者数を基に、1歳未満被保険者減免額並びに産前産後期間保険料軽減を差引き、医療給付費分21億98,298千円、後期高齢者支援金分7億20,854千円、介護納付金分3億78,086千円また、子ども・子育て支援納付金分89,014千円をそれぞれ予算計上いたします。

(1) 国民健康保険料の賦課

賦課期日を令和8年4月1日とし、納期を令和8年4月から令和9年3月までの各月を12期とし、各期において徴収いたします。

(2) 国民健康保険料賦課額

賦課被保険者1人につき、次表の月額を各区分により賦課いたします。

保険料区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	
組合員	第1種	17,800円	3,100円	3,600円(*1)	500円(*2)
	第2種	14,600円			
	第3種	11,800円			
	第4種	8,200円			
	第5種	6,300円			
家族	5人まで	2,600円	3,600円(*1)	500円(*2)	
	6人以上	0円			
	未就学児	1,600円			3,100円
	1歳未満	△1,600円			

(*1) 介護納付金分賦課は、介護保険第2号被保険者該当者。

(*2) 子ども・子育て支援納付金分賦課は、18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者。

(3) 産前産後期間保険料軽減

組合員の世帯の出産する予定又は出産した被保険者について、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎出産の場合は、三月前)から、出産予定月の翌々月までの期間に係る当該被保険者に賦課する保険料額を軽減します。

3. 国庫支出金

令和8年度療養給付費補助金は、近年の医療費の動向を加味し算出した額に、前期高齢者納付金補助金及び特別調整補助金を含め20億14,307千円、後期高齢者支援金補助金7億18,136千円、介護納付金補助金2億39,589千円をそれぞれ予算計上し、他出産育児一時金補助金、高額医療費共同事業補助金、特定健康診査等補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、事務費負担金を含め、国庫支出金総額は30億61,734千円を予算計上いたします。

4. 出産育児交付金

少子化対策として、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金に係る費用を後期高齢者医療制度より支援を受けるもので、令和8年度の交付金2,630千円を計上いたします。

5. 共同事業交付金

令和8年度において見込まれる、1,000万円以下の高額医療費に係る拠出金1億82,402,000円及び1,000万円を超えるものに係る拠出金8,580,000円に対し、全国国民健康保険組合協会から交付される交付金、1億55,466千円を予算計上いたします。

6. 財産収入

各積立金の運用は確実性を優先しつつも、できるだけ運用益を見込むよう行うこととし、運用から得る利息収入は現況を加味し23,308千円を予算計上いたします。

7. 繰越金・繰入金

不測な医療費の高騰及び増加する支援金並びに納付金等への対応のため、令和7年度決算剰余金から7億42,489,000円を繰り越すこととし、令和7年度国民健康保険料改定時において、今後の不確定な要因もあることから複数年度での改定としておりましたが、令和8年度子ども・子育て支援納付金への周知のため次年度での改定とするため、その改定延期による予算調整のため財政調整積立金1億43,000,000円及び介護財政安定化積立金22,000,000円をそれぞれ繰入処分し予算計上いたします。

8. 諸収入・歳入合計

年度内の医療費等の支払に充てる資金の運用益である預金利子において3,293千円、第三者行為の求償見込分として第三者納付金4,000千円、労災保険適用等による医療費の返納金500千円をそれぞれ計上し、諸収入全体では8,201千円を予算計上いたします。

以上歳入合計は、前年度当初予算より94,825千円増の75億60,793千円を予算計上いたします。

歳出

1. 組合会費・総務費

組合会費は、通常組合会及び急遽開催が必要な場合を考慮し、臨時組合会を含め3回開催分の必要経費5,607千円を予算計上いたします。総務費の内、理事会費も急遽の開催分を含め、四役会議年6回、理事会年6回、監事会年2回の開催必要経費等を計上し、一般管理費等においては、適正な事務必要経費を念頭に、各関係機関との情報連携等への対応必要経費及び各事務等の必要経費、各地域連合への事務委託費等をそれぞれ見込み、総務費全体で1億87,854千円を予算計上いたします。

(1) 会議の開催

- 組合会・・・国民健康保険法第27条に定めたもののほか、組合の意思決定を行うため、令和8年7月(決算等)と、令和9年2月(予算等)の2回の開催を予定いたします。
- 理事会・・・組合業務の執行のため、年間5回の開催を予定いたします。
- 四役会議・・・理事会の委託事項や組合業務等に関する必要事項について、協議するため年間5回の開催を予定いたします。
- 監事会・・・組合業務の執行状況及び財産の状況を監査するため、年間2回の開催を予定いたします。

(2) 事務局体制

事務局長の統括の下、2課4係12名体制で、特定個人情報利用事務実施者としての情報連携事務、組合員並びに被保険者資格事務、保険料調定及び収納事務、保険給付事務、レセプト点検事務、保健事業業務、交通事故等第三者行為・労災事故にかかる求償事務、医療費等支払事務、国庫補助金申請事務等について、関係法令等を遵守し業務分担を明確にし、適正かつ積極的に事務に従事してまいります。

① 情報連携事務等

被保険者の特定個人情報を含む個人情報の安全管理措置を徹底し、行政機関等との情報連携並びに医療機関・薬局等とのオンライン資格確認について適正に事務を行います。

② 医療費適正化

広島県国民健康保険団体連合会レセプト点検事業を活用することによりレセプト内容点検を充実し、全職員において毎月の資格点検並びに外傷等レセプトの抽出を行い、第三者行為・労災事故の求償等を行います。

③ 組合員資格の適用の適正化

適用の適正化のため新規加入組合員については、職種・事業所区分・事業所名を明確にできる原則的な書類の提出を求め、既加入組合員については「組合員資格確認通知」を全組合員へ送付し、届出の住所・職種・事業所区分・事業所名の再確認を行います。

④ 家族被保険者資格の適用の適正化

組合員の扶養家族(18歳以上65歳未満を対象)として被保険者資格がある者について、実態調査を行い適正なる被保険者資格の認定について確認を行います。

⑤ 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進並びに疾病予防のため、広島県建設国民健康保険組合保健事業計画により事業を推進してまいります。

2. 保険給付費

療養給付費は、令和8年度診療報酬改定率本体3.09パーセント、薬価マイナス0.87パーセン

ト、全体では 2.22 パーセントを加味した過去 3 年間の医療費実績と、直近の医療費の動向並びに被保険者の異動等を考慮し、前年度当初予算より、21,547 千円増の 33 億 31,231 千円を計上し、他療養費等を合わせた療養諸費全体では、33 億 74,526 千円を予算計上いたします。

高額療養費は、1 件当たり費用額を前年度より 5,279 円減の 102,048 円と見込み、高額介護合算療養費を含め 3 億 96,560 千円を計上し、他出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金等、保険給付費全体では、38 億 87,223 千円を予算計上いたします。

保険給付の種類	保険給付の内容
療養の給付・療養費	①次号から第 4 号までに掲げる以外の被保険者……………7 割 ②6 歳に達する日以後の 3 月 31 日以前である場合の被保険者…8 割 ③70 歳以上 75 歳未満の被保険者（現役並所得者）……………7 割 ④70 歳以上 75 歳未満の被保険者（一般所得者）……………8 割
高額療養費 高額介護合算療養費	法令の定めに基づいて支給
出産育児一時金	1 児につき…48 万 8 千円（ただし、「産科医療補償制度」加入者の場合 1 万 2 千円を加算し 50 万円）
葬祭費	組合員が死亡したとき…5 万円、家族が死亡したとき…3 万円
傷病手当金	支給日額……………3 千円 支給限度日数…待機期間 3 日で 4 日以後 42 日（入院の場合は 57 日）
出産手当金	出産前 15 日出産以後 42 日以内で 1 日 3 千円

3. 後期高齢者支援金

令和 7 年度 1 人当たり支援金概算負担額は 73,420 円でありましたが、令和 8 年度においては前年度より 3,030 円増の 76,450 円と見込まれ、これにより算定した令和 8 年度概算後期高齢者支援金額を 15 億 39,932,350 円と見込み、前々年度の精算額及び事務費並びに病床転換支援金等を含め、14 億 75,444 千円を予算計上いたします。

4. 前期高齢者納付金

前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満）に係る医療費負担について、各保険者における前期高齢者の加入割合で判断し財政調整するもので、令和 8 年度概算前期高齢者納付金額を 2 億 70,562,953 円と見込み、前々年度の精算額及び事務費を含め 3 億 02,435 千円を予算計上いたします。

5. 介護納付金

令和 7 年度 1 人当たり納付金概算負担額は、87,623 円でありましたが、令和 8 年度においては前年度より 2,168 円増の 89,791 円と見込まれ、これにより算定した令和 8 年度概算介護納付金額を 7 億 90,609,755 円と見込み、前々年度精算額と調整額を合わせ、6 億 61,842 千円を予算計上いたします。

6. 子ども・子育て支援納付金

少子化対策のため、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設され、各医療保険者が被保険者から保険料として徴収し支援金として納付するもので、令和 8 年度概算支援納付金額を 1 億 13,297,874 円と見込み予算計上いたします。

7. 共同事業拠出金

国保組合相互の財政安定化を図るために、高額な医療費の発生割合等に応じて拠出するもので、1,000 万円までの高額医療費への対応のための拠出金 1 億 82,402,000 円と、1,000 万円を超える高額医療費拠出金 8,580,000 円をそれぞれ見込み、令和 8 年度拠出金と事務費を含め前年度当初予算額より 3,334 千円増の 1 億 91,108 千円を予算計上いたします。

8. 保健事業費

人生 100 年時代、被保険者の健康の保持・増進のため予防・健康づくりに積極的に取り組み、そして健康寿命の延伸を図ることは大切となり、国保組合として保険者機能を発揮し、健全な財政運営に繋げていくことは重要であることから、第 3 期保健事業実施計画の最終年である令和 8 年度保健事業費は、特定健康診査の費用等を含め 2 億 63,094 千円の予算を計上し次の事業を行ってまいります。

（1）特定健康診査、保健指導及び節目がん検診（節目がん検診予算人員：430 人）

令和 8 年度においても健康診査目標受診率 70%、保健指導実施率 30%で実施いたしますので、該当被保険者におかれましては、生活習慣病の発症リスクの減少、並びに健康保持のためにもご協力をお願いいたします。なお、貧血検査及び組合で受診できるがん検診として、大腸がん・前立腺がん・子宮がん検査、また糖尿病腎症の重症化予防のための血清クレアチニン検査も特定健康診査実施時に同時実施いたします。また、がんの発症部位によっては、若年者においても早期発見、早期治療が重要であることから、「節目がん検診」として、満年齢 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳の組合員及び、満年齢 30 歳、35 歳の家族を対象として、特定健康診査実施会場においてがん検診を実施します。なお、令和 8 年度よりエヒメ健診協会と広島県環境保健協会の 2 機関での実施となります。

（2）国保組合特定健診及び特定保健指導実施率向上対策事業

より多くの対象被保険者に特定健診及び特定保健指導を受けていただくため、リーフレット配布及び各地域連合にお願いし受診勧奨の広報等をしていただくとともに、機会あるごとに特定保健指導への受診勧奨を積極的に行い受診率の向上を図っていきます。

（3）人間ドック・脳ドック・PET 検診及び受診勧奨（予算人員：人間ドック 2,850 人・脳ドック 750 人・PET 検診 30 人）

疾病の早期発見あるいは健康管理のため、人間ドック・脳ドック検診機関 58 機関、うち脳ドック検診機関 3 機関の契約検診機関で、年 1 回各契約機関での基本検診の 8 割を補助するとともに、オプション検診を受けられた場合には、項目の限定をせず 5 千円の上限で補助いたします。又、ごく初期の小さながんの診断が可能で、PET-CT 検査が受けられる契約検診機関で検診された場合も、年 1 回において検診費用の内 40,200 円を補助いたします。なお、人間ドック等契約機関の中で、特定健康診査等実施契約をしている機関においては、人間ドック受診時に特定健診を同時実施いたします。また、満 30 歳～40 歳、50 歳、60 歳に選ばれた被保険者の内で、検診等無受診者への受診勧奨を行います。

（4）肺がん（アスベスト）検診（予算人員：500 人）

建築業に従事する組合員にとって、石綿（アスベスト）疾患は深刻な問題であり、早期に発見

し治療をすべきものであることから、組合員並びに配偶者の方を検診対象とし、各地域連合の年間実施計画により、自己負担額 2,000 円で広島県環境保健協会並びに中国労働衛生協会の 2 機関で検診を行います。

（5）歯科健診（予算人員：70 人）

健康な歯を保ち歯周病に罹らないことは歯科疾患のみならず、風邪や生活習慣病等の予防にもなることから、広島県歯科医師会と契約し、広島県歯科医師会指定医院で検査された場合において、年 1 回全被保険者を対象として健診費用の全額を補助いたします。又、3 歳から 6 歳のお子様正しい歯磨き習慣を身に付けていただくため、該当世帯に「はみがきチャレンジ」カレンダーを配布させていただくとともに、母体組合機関紙をとおして歯科疾患予防のため口腔ケアの啓発を行います。

（6）がん検診補助及び受診勧奨（予算人員：250 人）

がん疾病に早期に対処していただくため、市町で実施されるがん検診への受診促進として、組合員とその配偶者へ自己負担額の全額を補助いたします。又、がん予防のためのリーフレットを配布し受診勧奨を行います。

（7）料理教室、健康講演会（健康ビデオ巡回含む）・介護予防活動・スポーツ大会等補助

各被保険者世帯の疾病予防並びに健康保持増進のため、食生活を考えていただくことが大切と思ひ、国保データベース（KDB）システムのデータを基に各地域における疾病の傾向を考慮して、各地域連合の主婦の会を中心に、栄養士を招き開催される料理教室について教材費を助成いたします。又、各地域連合において所属被保険者へ今後の健康意識の向上及び健康寿命の延伸を考えて、事前申請で実施される健康講演会、介護予防（フレイル予防）活動及びスポーツ大会について、各地域連合の助成枠の範囲で助成いたします。（健康ビデオ巡回事業は、会場費のみ補助）

（8）インフルエンザ予防接種（予算人員：2,000 人）

インフルエンザに罹患し重症化が懸念される、接種日現在 1 歳以上中学校入学までの被保険者と 65 歳以上の被保険者について、疾病予防並びに市町が行なうインフルエンザ予防接種促進のため、接種費用負担額のうち年度中 1 人 1 回限りで 1,500 円を上限に補助いたします。

	補助対象者生年月日
65 歳以上	昭和 26 年 10 月 2 日生まれ～昭和 37 年 3 月 1 日生まれ
1 歳以上中学校入学まで	平成 26 年 4 月 2 日生まれ～令和 8 年 3 月 1 日生まれ

（9）チャットボット・電話健康相談

医師やヘルスカウンセラー（保健師・助産師・看護師・ケアマネジャー等）へ、健康、介護、医療の相談また育児、こどもの相談、メンタルヘルスの相談等をチャットボット（自動会話プログラム）及び電話で 24 時間相談ができる「からだスマイルサポート 24」を実施いたします。

（10）契約保養所（予算人員：2,500 人）

健康保持増進のため、心身共にご家族とリフレッシュしていただくために、交通公社及び日本旅行の契約保養所を利用される場合、年 1 回の申請により被保険者 1 人 2 千円とし補助いたします。（1 歳未満の被保険者を除く。）

（11）産後就労助成金

建築業に従事する女性組合員に対し、産褥期の精神的不安を軽減することにより、出産休暇後における就労が継続できやすくなるものと考え助成金を支給いたします。

（12）後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知

医療費適正化のため、医師と相談のうえ後発医薬品に変更可能な、現在治療中の該当被保険者に対して年 6 回隔月で後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を通知いたします。

（13）医療費通知、建設国保だより配布

医療費適正化並びに被保険者各位の健康意識の再確認のために、医療費控除申告用医療費通知を含め年 3 回通知いたします。又、医療費適正化、適用の適正化のための「建設国保だより」を保健事業の内容を含め送付いたします。

（14）エイズ予防対策事業

とても身近で、正しく理解し、正しい知識を持てば予防できる病気「エイズ」について、啓発のためリーフレットを配布いたします。

（15）インセンティブ提供

被保険者一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」ことを思い、自発的かつ積極的に取り組むことが今後益々必要とされることから、これまでにおいて健康づくりをあまり実践されていない被保険者への行動変容のきっかけのため、あるいは既に行っておられる被保険者への報奨のため、事業参加結果によるインセンティブ提供事業を行います。

9. 積立金・諸支出金

積立金については、今年度においても役員退職手当積立金に 5,000,000 円の積立をするものとし全体として 5,005 千円を予算計上し、諸支出金は、過年度分保険料還付金の経費を主として諸支出金全体で 14,795 千円それぞれ予算計上いたします。

10. 予備費・歳出合計

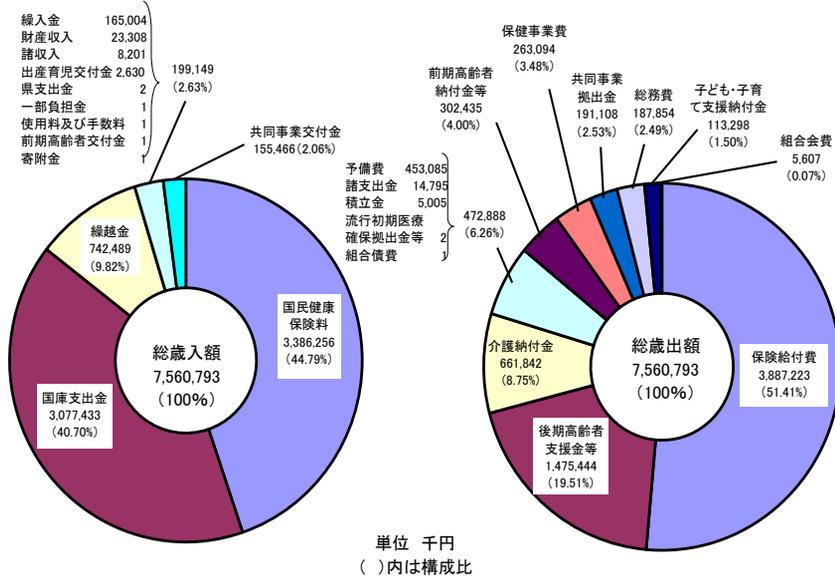
予備費において、保険給付費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金・共同事業拠出金の 3%の予算計上が必要であり、又、被保険者の動向並びに不測な医療費の増加及び支援金等の変動に、随時適切に対処するため、4 億 53,085 千円を予算計上し、歳出合計は歳入合計と同額の 75 億 60,793 千円を予算計上いたします。

第 4 号議案 令和 8 年度広島県建設国民健康保険組合の歳入歳出予算が、次のとおり決定しました。

令和8年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算

歳 入				歳 出			
(単位:千円)				(単位:千円)			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
国民健康保険料	3,386,256	3,336,414	49,842	組合会費	5,607	5,580	27
一部負担金	1	1	0	総務費	187,854	176,149	11,705
使用料及び手数料	1	1	0	保険給付費	3,887,223	3,914,467	△27,244
国庫支出金	3,077,433	3,051,485	25,948	後期高齢者支援金等	1,475,444	1,511,803	△36,359
前期高齢者交付金	1	1	0	前期高齢者納付金等	302,435	452,733	△150,298
出産育児交付金	2,630	1,396	1,234	介護納付金	661,842	656,063	5,779
県支出金	2	2	0	子ども・子育て支援納付金	113,298	0	113,298
共同事業交付金	155,466	152,771	2,695	流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
財産収入	23,308	11,001	12,307	共同事業拠出金	191,108	187,774	3,334
寄附金	1	1	0	保健事業費	263,094	260,637	2,457
繰越金	742,489	738,582	3,907	積立金	5,005	5,004	1
繰入金	165,004	168,003	△2,999	組合債費	1	1	0
諸収入	8,201	6,310	1,891	諸支出金	14,795	14,818	△23
歳入合計	7,560,793	7,465,968	94,825	予備費	453,085	280,937	172,148
				歳出合計	7,560,793	7,465,968	94,825

令和8年度 広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算構成比



第5号議案 令和7年度歳入歳出予算を次のとおり補正することが承認されました。

歳入 (単位:千円)

款	項	予算現額	補正額	補正後の予算額
12 繰入金		192,003	30,199	222,202
	3 役員退職積立金繰入金	1	30,199	30,200
歳入合計		7,424,116	30,199	7,454,315

歳出 (単位:千円)

款	項	予算現額	補正額	補正後の予算額
2 総務費		190,044	33,700	223,744
	1 総務管理費	183,395	33,700	217,095
13 予備費		402,695	△3,501	399,194
	1 予備費	402,695	△3,501	399,194
歳出合計		7,424,116	30,199	7,454,315

第6号議案 広島県建設国民健康保険組合役員の任期が令和8年3月31日をもって満了するので、規約第40条第3項の規定により役員が選任されました。